

令和8年度より適用される主な税制改正について

1. 令和8年度 紙与所得控除の見直し

紙与所得者に適用される紙与所得控除について、紙与収入金額が190万円以下の方の最低保証控除額が最大10万円引き上げられます。（190万円を超える区分の方の改正はありません。）

改正後の紙与所得控除額

紙与等の収入金額の合計額 (紙与所得の源泉徴収票の支払金額)	紙与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円 以下		55万円
162万5,000円 超 180万円 以下	65万円	収入金額×40%-10万円
180万円 超 190万円 以下		収入金額×30%+8万円
190万円 超 360万円 以下		収入金額×20%+44万円
360万円 超 660万円 以下		収入金額×10%+110万円
660万円 超 850万円 以下		
850万円 超		195万円

2. 家内労働者の事業所得等の所得計算の特例について

紙与所得控除の改正に伴い、家内労働者の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する最低保証額が55万円から65万円に引き上げられます。



3. 各種控除等の所得要件の引き上げ

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件額が10万円引き上げられます。

各種所得控除等の改正後の所得要件

紙与等の収入金額の合計額	控除額 (紙与のみの場合の収入金額)	
	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額		
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等	58万円 (123万円以下)	48万円 (103万円以下)
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等		
勤労学生の合計所得金額	85万円 (150万円以下)	75万円 (130万円以下)

4. 大学生年代の子等に関する「特定親族特別控除」の創設

大学生年代の就業調整対策のため、新たに「特定親族特別控除」が設けられました。これにより、給与収入が123万円（所得58万円）超え188万円（所得123万円）以下の19歳から23歳未満の親族（特定親族）がいる場合、その親族と生計を一にする納税義務者が段階的に所得控除を受けられます。

※特定親族特別控除に該当する場合、特定親族の合計所得金額に応じて控除額の適用はありますが、扶養親族としては扱われません。そのため非課税判定等における扶養親族人数には含まれません。

特定親族となる対象者（以下のいずれにも該当する人のみ）

- 年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者及び青色・白色事業専従者を除く）
- 合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入のみの場合は123万円超188万円以下）
- 控除対象扶養親族（合計所得金額が58万円以下）に該当しない

控除の種類	特定親族の合計所得金額 (給与のみの場合の収入金額)	個人住民税控除額
特定親族特別控除 扶養控除 (特定扶養親族)	58万円以下 (123万円以下)	45万円
	58万円超 95万円以下 (123万円超 160万円以下)	41万円
	95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	31万円
	100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	21万円
	105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	11万円
	110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	6万円
	115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	3万円

これにより、住民税の扶養親族等の範囲、非課税の範囲が以下のように変わります。

給与収入額における扶養親族等の対象及び課税・非課税についての一覧表

給与収入金額（合計所得金額）	配偶者控除・扶養控除の対象	課税・非課税
103万円以下（38万円以下）	対象	非課税
123万円以下（58万円以下）	対象	課税
123万円超（58万円超）	対象外	課税

（注意）扶養親族がいる場合、未成年の場合、寡婦・ひとり親に該当する場合、障がいのある場合は非課税となる合計所得が上表と異なります。

5. 住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の拡充・延長

①子育て世帯および若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ

子育て世帯・若者夫婦世帯（以下、子育て世帯等）が認定住宅等（注1）に令和7年に入居する場合には、令和4年・令和5年入居した際の限度額が維持されることになりました。

（注1）認定住宅等とは……認定住宅・ZEH水準省エネ住宅および省エネ基準適合住宅を指します。

対象世帯

- 1 子育て世帯：19歳未満の子を有する世帯
- 2 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが40歳未満の世帯

②新築住宅の床面積要件の緩和

新築住宅の床面積要件を40m²以上に緩和する措置について、建築確認の期限が令和7年12月31日まで延長されます。（改正前：令和6年12月31日）

※合計所得金額：1,000万円以下の者に限る

～よくある質問～

①公的年金の控除額は変更されますか。

変更ありません。給与所得控除のみの変更です。

②住民税の非課税基準は変更されますか。

変更ありません。

南城市の非課税基準については、 [【住民税について】](#) を参照してください。

③住民税の基礎控除額は変更されますか。

変更ありません。基礎控除の見直しは所得税のみです。